

## 第 1 章

# 計画の概要

平成 31 年度を「健康元年」とし、オールいわきの体制で市民運動としての機運を高め「食育」を推進していきます。

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

いわき市は、平成21年に「いわき市食育推進計画」を、平成26年に「第2次いわき市食育推進計画」を策定し、食を通して心身の健康と豊かな心を育むことができるよう、家庭や地域、学校、企業などが一体となって本市の地域特性を生かした食育事業を推進してきました。現在、市民の食に対する意識・関心も高まりつつあり、食育は着実に浸透してきております。

しかしながら、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れ、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の増加、「過度の痩身志向や高齢者の低栄養傾向等」様々な問題も依然として残り、市民の食の安全・安心に対する関心・意識がますます高まる中、これらの課題への対応が必要となっております。

このような様々な課題を解決するため、市民一人ひとりが食に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、いわきの伝統文化や多様な価値感に配慮しながら、健全な食生活を実践することができる能力を育む食育への積極的な取り組みが求められています。

このような中、引き続き食育を推進し、市民一人ひとりが食育活動に取り組むとともに、家庭、学校、地域・行政等、食に関わる様々な関係者が主体的にかつ多様に連携・協働しながら、食育に関する施策を総合的かつ計画的に、そして着実な推進を図るため、平成31年度から35年度までの5年間を期間とする「第3次いわき市食育推進計画」を策定することとしました。

#### ■「食育」とは

- 生きる上での基本であって、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきもの。
- さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

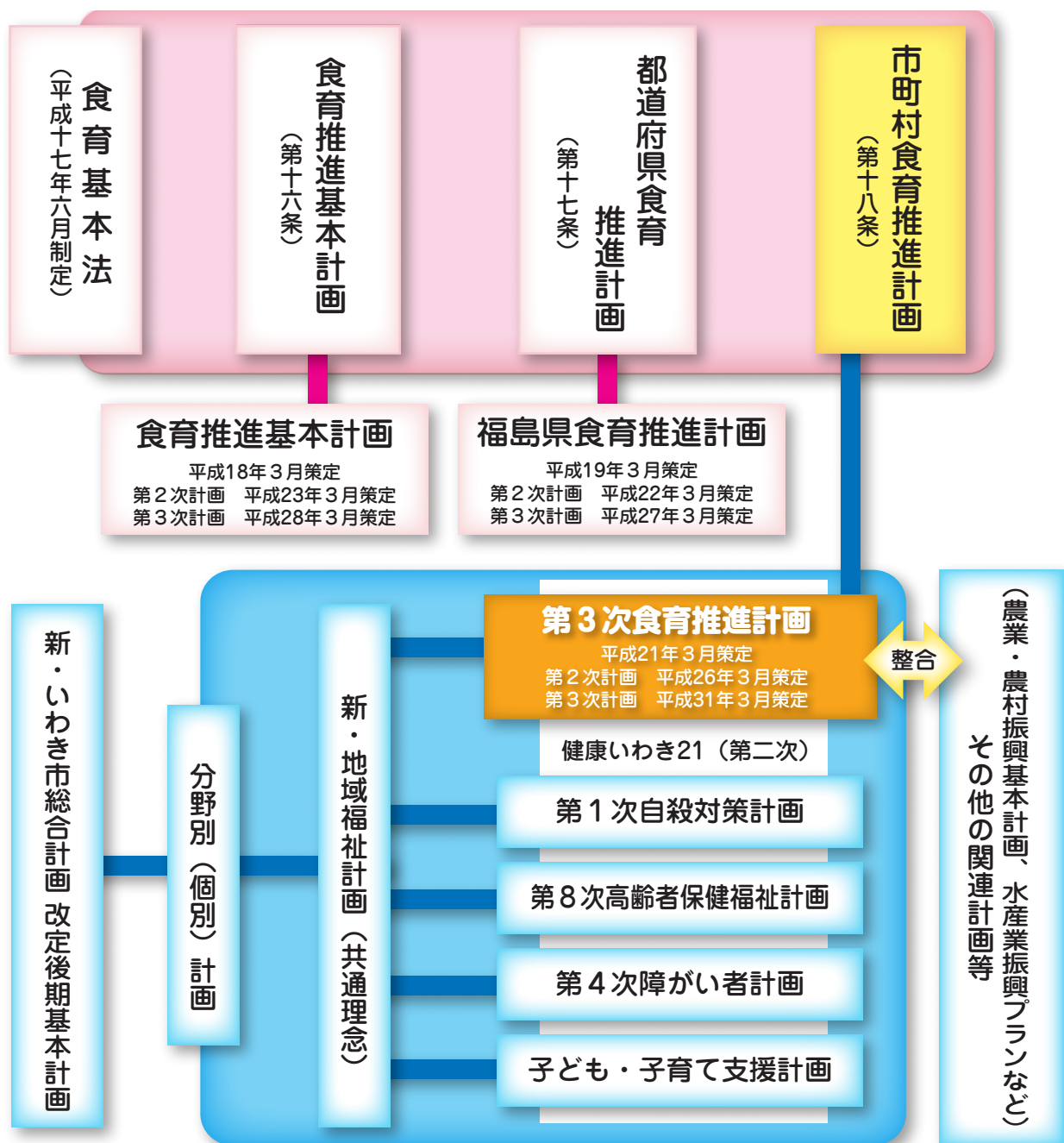
(「食育基本法(前文)」より)

## 2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」として策定する行政計画です。

また、その実施にあたっては、上位計画である「新・いわき市総合計画」をはじめ、食育に関連する各個別計画との整合・調整を図りつつ、本市の食育を着実に推進するための行動計画とします。

### ■「いわき市食育推進計画」の位置づけ



### 3 計画の推進体制

#### (1) いわき市食育推進協議部会〔外部組織〕

学識経験者をはじめ、保健・医療関係団体、農林水産業関係団体、教育関係団体等の構成員、関係行政機関の職員及び公募委員の計 20 名で構成する、いわき市食育推進協議部会を設置し、計画の定期的な評価等を行うほか、食に関する情報や意見の交換等を通して、それぞれの役割に応じた主体的な取り組みや分野横断的な連携・協力による取り組みを促進していきます。

#### (2) いわき市食育庁内推進会議〔内部組織〕

保健福祉部をはじめ、農林水産部、産業振興部、教育委員会等の関係課長で構成するとともに、下部組織に実務担当職員による実践的な検討を行うワーキンググループを設置し、組織横断的な連携のもと食育の推進を図っていきます。

これら2つの組織が相互に連携・協力して食育を推進するとともに、食に関わる多様な主体（行政・家庭・学校・地域・企業等）の交互の連携・協力を促進し、それぞれの活動分野で行われている取り組みに新たな「つながり」を創出・展開することにより地域を生かした食育を推進するなど、本市の食育を総合的かつ計画的に推進していきます。

さらに、食育に関する情報提供や普及啓発を図り、各家庭・関係団体等における主体的な活動や連携による取り組みを一層推進するため、「いわき市ホームページ」に情報を掲載し、食に関する情報の一元化と総合的な発信を行っていきます。

### 4 計画の期間

この計画は、5年（平成31年度～平成35年度）をその期間とし、その間の社会経済情勢や地域社会における変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。